

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	更生指導台帳情報等の外部提供について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部提供）

（担当部課：福祉部障害者福祉課）

事業の概要

事業名	身体障害者福祉法施行事務、東京都愛の手帳交付事務
担当課	障害者福祉課
目的	障害者手帳と個人番号の連携率を向上させるため
対象者	身体障害者手帳及び愛の手帳と個人番号の未連携者として東京都が抽出した者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、身体障害者福祉法施行事務及び東京都愛の手帳交付事務に利用するため、身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳を整備している。</p> <p>この度、東京都より、障害者手帳と個人番号の連携率向上のため、都内市区町村に対し、台帳の情報提供の協力依頼があった。理由としては、国は、日常生活の様々な場面においてマイナンバーカードによる利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するため準備を加速している。特に障害者の諸手続きにおける利便性の向上は社会参加への大きな一歩につながることから、障害者手帳と個人番号の連携は重要と認識しており、都における障害者手帳と個人番号の連携についても早期に連携を完了させることを国が求めているためである。当該事務は、身体障害者福祉法などに定める事務の遂行に必要であり、かつ障害者の諸手続きにおける利便性の向上につながるとの理由があることから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に該当するものとして、外部提供を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>身体障害者手帳及び愛の手帳と個人番号の未連携者として東京都が抽出した者について、身体障害者更生指導台帳から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）及び死亡、転出等のデータを、知的障害者更生指導台帳から基本3情報（氏名、生年月日、住所）及び死亡、転出等のデータを抽出し、LGWANメールにて、都へ外部提供を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>身体障害者 約10,300名、知的障害者 約400名（令和6年1月時点）</p> <p>※個人情報の流れは、資料84-1のとおり</p>

件名 更生指導台帳情報等の外部提供について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	障害者手帳
登録業務の目的	身体障害者福祉法施行事務及び東京都愛の手帳交付事務に利用するため
外部提供の相手方	東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
外部提供を行う理由	障害者の諸手続きにおける利便性の向上のため、都における障害者手帳と個人番号の連携について早期に連携を完了させることを国から求められているため。
外部提供を行う情報項目	障害者手帳と個人番号の未連携者として東京都が抽出した者について、 ①身体障害者更生指導台帳から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)及び死亡、転出等のデータ ②知的障害者更生指導台帳から基本3情報(氏名、生年月日、住所)及び死亡、転出等のデータ
外部提供を行う際に使用する記録媒体	電子媒体(Excel形式) ※東京都との情報提供方法はLGWANメールを利用し、Excelシートについては、パスワード設定したものを送付する。なお、パスワードは東京都と事前に共有したものを使用する。 ※LGWANを経由するため、インターネットには接続しない。
外部提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
外部提供の時期	令和6年2月9日から令和6年2月22日まで
緊急時の外部提供における本人通知の状況	—